

議案第 34 号

帯広市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正について  
帯広市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例  
帯広市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和51年条例第4号）の一部を次のよう  
に改正する。

第2条中「693,000円」を「710,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

公営企業管理者の給料月額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。